

平成21年度首都圏整備に関する年次報告(首都圏白書)(概要)

白書のポイント

- 首都圏白書は、首都圏整備計画の実施状況等について国会に報告を行う「法定白書」であり、昭和33年(1958年)以降、今回が53回目になる。
- 首都圏整備法は、高度経済成長期における、東京都区部等への人口・業務機能の過度な集中を抑制し、それらを分散させ、広域的に成長をコントロールすることで首都にふさわしい都市構造を実現することを目的としている。
- しかし、今後は、国土交通省成長戦略会議の報告(平成22年5月17日)にあるとおり、諸外国の大都市圏との競争が激化する中で、東京圏の国際競争力を強化するという観点から、半世紀ぶりに首都圏整備法等を抜本改正し、国家戦略としての「大都市圏戦略」を策定することとしている。
- 平成21年度白書の第1章では、これまでの大都市圏政策の果たしてきた役割について評価を行い、今後の課題を次の3点に整理している。
 - 1) 東京圏の相対的地位低下が懸念
 - 2) 東京圏の社会資本ストックが急激に老朽化
 - 3) 広域的な緑地の保全・再生の必要性
- 過去半世紀にわたる三大都市圏の成長抑制政策にもかかわらず、三大都市圏でGDPの過半を産みだし、その一部が他の圏域へ移転されているという構造は昭和40年代以降ほとんど変わっていない。OECDも、「大都市圏対地方」という対立構図から、それぞれのポテンシャルを伸ばす国家戦略が必要と指摘している。今回の白書では、そのような分析を踏まえて、新たな大都市圏戦略の必要性を、有識者によるコラム等も交えて説明している。
- なお、個別施策分野ごとの取組を紹介する第2章では、「新しい公共」、「できるだけダムにたよらない治水」、「首都圏空港における国際航空ネットワークの拡充」、「京浜三港の連携」等、最近の新しい動向についても報告している。

○首都圏整備に関する年次報告

首都圏整備法第30条の2の規定に基づき、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況について報告を行うもの。

(参考)

- ・首都圏整備法(昭和31年法律第83号)(抄)
(国会に対する報告等)

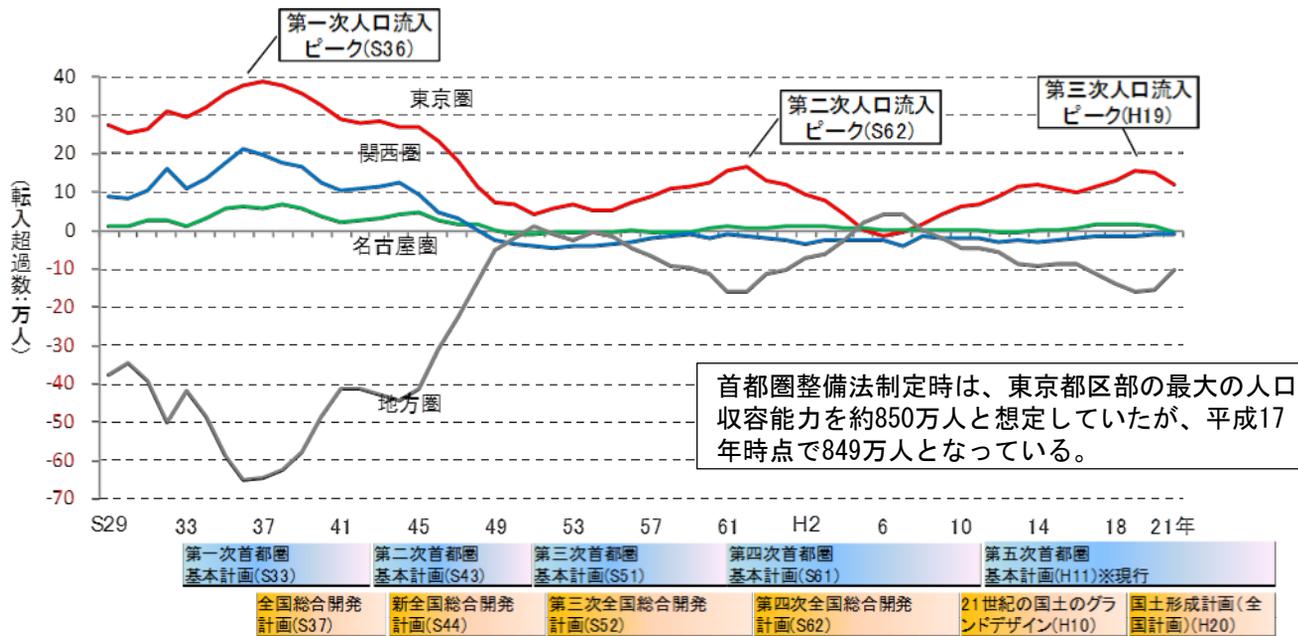
第30条の2 政府は、毎年度、国会に対し首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

- ・首都圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
- ・東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

これまでの国土政策と大都市圏政策

- ・高度経済成長等を背景に、東京圏を始めとする三大都市圏に人口が集中。
- ・全国総合開発計画では地域格差の是正、多極分散型国土の構築等を、首都圏整備計画では首都圏域内における分散を基調とし、その実現を指向。

図表1 三大都市圏への転入超過数、首都圏及び全国計画の推移



資料：「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）より国土交通省国土計画局作成

- ・しかし、三大都市圏において、全国のGDPの約55%を占め、国から地方への移転額を担っている構造は変わっていない。

図表2 広域ブロック別の経済力データ（平成20年）

	①	②	③	④(③-①)	⑤		⑥	
	国税	地方税	国から地方への移転額 (地方交付税+地方譲与税+国庫支出金)	国から地方への純移転額	圏域GDP (対全国シェア)		人口 (対全国シェア)	
	億円	億円	億円	億円	億円	%	千人	%
北海道	11,285	13,282	22,601	11,315	184,584	3.5	5,535	4.3
東北圏	21,709	28,646	42,471	20,762	422,801	8.1	11,823	9.3
首都圏	258,914	159,629	47,240	▲ 211,674	1,956,430	37.6	42,848	33.6
北陸圏	7,228	9,123	9,809	2,581	126,716	2.4	3,081	2.4
中部圏	54,707	57,903	25,210	▲ 29,497	778,408	15.0	17,349	13.6
近畿圏	75,380	62,883	38,144	▲ 37,237	813,206	15.6	20,839	16.3
中国圏	20,504	20,977	23,666	3,163	298,597	5.7	7,600	6.0
四国圏	9,241	9,739	14,973	5,733	135,348	2.6	4,014	3.1
九州圏	25,796	30,891	45,440	19,644	450,205	8.7	13,224	10.4
沖縄県	2,456	2,511	6,262	3,806	36,620	0.7	1,376	1.1
全国計	487,220	395,585	275,816	▲ 211,404	5,202,915	100.0	127,692	100.0
東京圏	241,534	136,581	31,380	▲ 210,154	1,650,198	31.7	34,990	27.4
関西圏	70,284	56,237	31,515	▲ 38,768	719,002	13.8	18,425	14.4
名古屋圏	41,311	39,703	13,871	▲ 27,440	527,654	10.1	11,378	8.9
計	353,129	232,520	76,766	▲ 276,363	2,896,854	55.7	64,793	50.7

注：GDPは平成19年度の数値。

資料：「税務統計」（国税庁）、「都道府県決算状況調」、「市町村別決算状況調」、「人口推計（平成20年10月1日現在）」（いずれも総務省）、「平成19年度県民経済計算」（内閣府）、により国土交通省国土計画局作成

2006年OECDレポート「グローバル経済における都市の競争力」

- ・大都市圏の比重が高い国土構造は日本特有ではなく、OECD諸国に共通の現象。
- ・また、大都市圏における成長管理型の政策は、その効果が不明である上、国際競争力を後退させる懸念があり、今後は、「大都市圏対地方」という二項対立を越えて、大都市圏の競争力を強化する国家戦略ビジョンが必要。

(1) 多くのOECD諸国では人口、GDPが大都市圏に集中

- ・「現在、OECD 総人口の半分より多く（53%）は都市部に住んでいる。OECD には、150万人以上の人口を擁し、しばしばその国の経済活動の重要な部分を結集している大都市が78 ある。例えば、ブダペスト、ソウル、コペンハーゲン、ダブリン、ヘルシンキ、ランドスタット（オランダ）、ブリュッセルはそれぞれの国のGDP の約半分を結集し、オスロ、オークランド、プラハ、ロンドン、ストックホルム、東京、パリはそれぞれの国のGDPの約3分の1を占めている。」

(2) 大都市圏には戦略ビジョンが必要

- ・「国全体の利益と大都市圏の利益をプラスサムゲームで折り合わせるためには、「大都市圏対地方」という通常の二項対立を越える新たな戦略が必要とされる。OECD 諸国の都市（パリ、東京、ロンドン、ソウル）が採用している抑制策は、他地域の活性化につながっているか定かではない。その上、国際競争力を後退させる懸念がある。最も効果的な措置は、パフォーマンスが最もよい地域をないがしろにして遅れている地域にじかに補助金を交付することではなく、差別化された地域の競争優位を認識することにある。」
- ・「大都市圏の競争力を助長するには、戦略ビジョンや全般的なインフラ整備計画が必要である。」

(3) 大都市圏問題は対症療法ではなく国家戦略として対応

- ・「大都市の協力体制を強化する上で中心的役割を果たすのは、より高次の政府である。大半の場合は中央政府が改革の強要や奨励により指導的役割を果たしている。」

今後の新たな大都市圏政策（首都圏政策）

- ・現行の成長管理型の政策を今後も継続した場合、大都市圏は、以下のような課題に直面することが想定される。

(1) 大都市圏間競争時代の到来

相対的地位低下が懸念されている東京圏の国際競争力強化が急務。

(2) 厳しい財政状況下における社会資本の維持更新

大都市圏における既存の社会資本の更新投資は喫緊の課題。

(3) 生物多様性、地球温暖化等の地球規模の環境問題

経済と環境が両立した持続可能な都市圏構造を構築することが必要。

新たな大都市圏戦略が必要

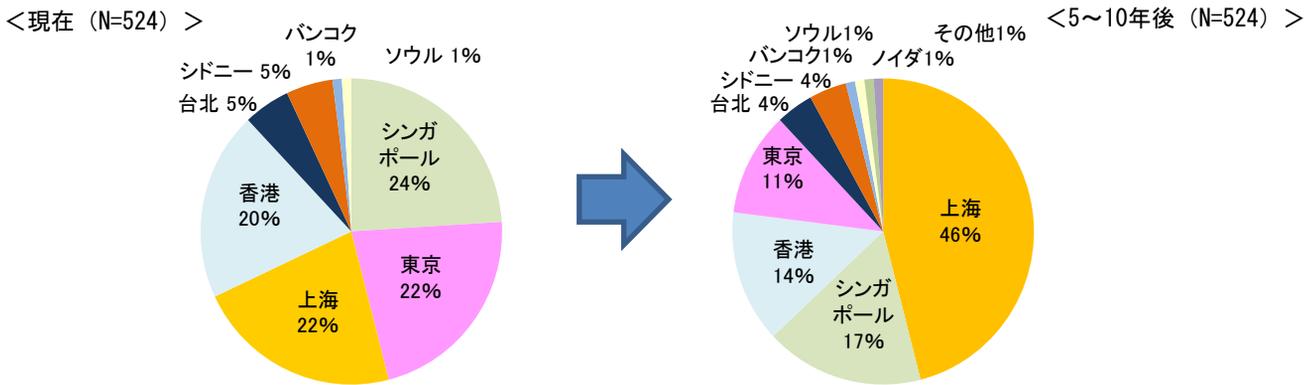
大都市圏間競争時代の到来

- 世界的な大競争を繰り広げているのは、広域的な大都市圏であり、それぞれが、行政界、国境等の枠にとらわれず、都市間の広域的な役割分担と連携により、人、モノ、金、情報等を呼び込む競争を行っている。

東京の相対的地位低下

- ビジネスパーソンへの最も魅力的な都市に関する意識調査によると、5～10年後には東京の割合は大きく落ち込んでいる。

図表3 アジアにおける総合的に魅力的な都市に関する意識調査結果

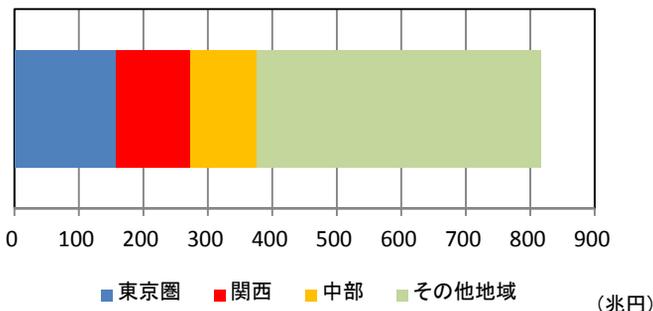


注：対象はアジア主要5都市の超高層複合ビルに勤務するビジネスパーソン524人（上海100人、香港100人、台北105人、シンガポール100人、東京119人）
資料：森ビル(株)「2006年アジアビジネスパーソン意識調査」

社会資本ストックの大都市圏での急減な老朽化

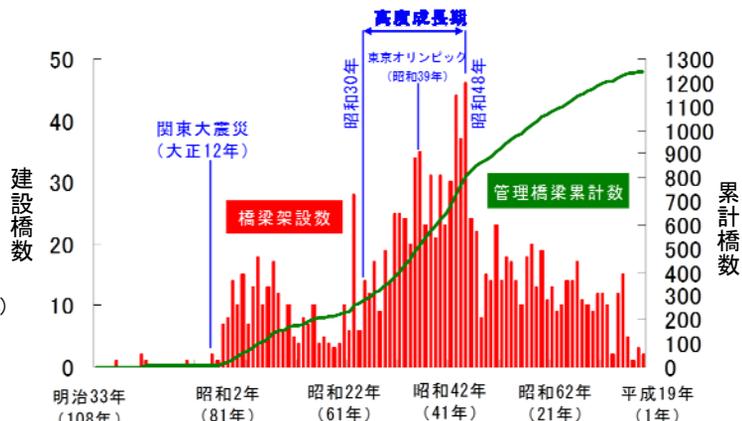
- 我が国の社会資本ストックは、三大都市圏に全国約800兆円のうちの約半数が集中。
- 東京都では、昭和39年の東京オリンピック前後に建設橋数が集中し、既に建築後50年を迎えているもの数多く存在。

図表4 地域別社会資本ストック (2004年)



資料：(財)電力中央研究所報告より国土交通省国土計画局作成

図表5 東京都の橋梁建設分布



資料：東京都

() は建設後の経過年数 = 平成20年 - 建設年

- ・近年では、生物多様性保全、地球温暖化対策への対応、都市環境負荷調節等において、緑地の役割の重要度が高まっている。

【従来からの機能】

- ・無秩序な市街地化の防止
- ・住民の健全な心身の保持及び増進
- ・公害、災害の防止



①生物多様性保全

- ・生物多様性は、開発や、高齢化等に伴う里地里山における利用・管理の不足等により危機を迎えており、**市街地周辺に存在する里地里山の保全・再生が必要**。

②地球温暖化対策

- ・森林の整備及び保全、緑地の保全、緑化の推進等の温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に関する施策等が必要。

③都市環境負荷調節

- ・都市において緑地の保全を図りつつ、**水と緑のネットワークの形成を推進**。

里地里山の分布



凡例

- 都道府県界
- 里地里山

注：2次メッシュ（10km四方）内で、二次林、草原が優占する箇所、農地が優占し、かつ二次林が存在する箇所を抽出。

資料：「日本の里地里山の調査・分析について（中間報告）」（環境省）より国土交通省国土計画局作成

「大都市圏戦略」の策定により世界のイノベーションセンターへ

○国土交通省成長戦略会議報告書・抄（平成22年5月17日）

I 大都市イノベーション創出戦略

～国際都市間競争に打ち勝ち、世界のイノベーションセンターへ
世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化

1) 将来目指す姿・あるべき姿

東京をはじめ我が国のポテンシャルの高さを世界に発信可能な大都市において、オフィス機能の単なる拡大ではなく、以下の多様な機能が備わった都市拠点を形成することにより、激化する国際都市間の競争に勝ち抜き、人、モノ、カネ、情報と呼び込むアジアの拠点、イノベーションセンターを目指す。特に東京においては、羽田の24時間国際拠点空港化等を契機として文化・交流機能や交通アクセス機能を強化し、経済と環境が両立した世界最先端の「ビジネス・エコシティ」を目指す。

3) 課題に対応した政策案

早期の実現を目指すもの（平成23年度概算要求を含む。）

- ① ii) **国家戦略的観点から「大都市圏戦略基本法（仮称）」を制定し（首都圏整備法等を抜本改正）、国が国家戦略として「大都市圏戦略」を策定する（平成23年度）。**

○第1章 「大都市圏戦略」により東京圏を世界のイノベーションセンターへ

- 序 節 国土政策における大都市圏の役割
- 第1節 大都市圏間競争時代の到来と東京の地位低下
- 第2節 厳しい財政状況下におけるインフラの急激な老朽化
- 第3節 生物多様性等の観点からの広域的な緑地の保全・再生の必要性
- 第4節 海外の大都市圏政策から見る「大都市圏戦略」の必要性
- 第5節 首都圏整備法等の制度概要と果たしてきた役割

【コラム】有識者へのインタビュー

- ・高木 敦 氏 モリガン・スタンレーMUFG証券株式会社 マネージングディレクター
「重要なのは、東京圏の国家戦略を明確にしてそれを国内外に発信する『IR戦略』」
- ・根本 祐二 氏 東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授
「道路、港湾、空港等は新規・更新投資について優先順位に基づき戦略的に行うべき」
- ・横張 真 氏 東京大学大学院新領域創成科学研究科自然環境学専攻教授
「広域緑地の保全・再生に向け、国がプラットフォームを用意し、基本的な考え方を示すべき」
- ・浅見 泰司 氏 東京大学空間情報科学研究センター副センター長
「大都市圏戦略は、インフラ整備のマスタープラン的な役割を果たすことが重要」

○第2章 首都圏整備の状況

- 第1節 人口等の状況
- 第2節 産業機能の状況
- 第3節 個人主体の多様な活動の展開
- 第4節 環境との共生
- 第5節 安全・快適で質の高い生活環境の整備
- 第6節 将来に引き継ぐ社会資本の整備
- 第7節 首都圏整備の推進

○資料 首都圏整備に関する各種データ